

## 地方税の賦課徴収に関する事務に係る 特定個人情報保護評価の実施について

### 1 特定個人情報保護評価とは

国の行政機関や地方公共団体等が、個人番号を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を認識した上で、個人番号の漏洩等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

### 2 評価の目的

- ① 個人のプライバシー等の権利侵害の未然防止
- ② 国民・住民の信頼の確保

### 3 評価の種類

対象となる事務の①対象人数、②取扱者数、③重大事故の有無により、評価の種類を判断し、該当する評価書を作成

※地方税の賦課徴収に関する事務については、事務の対象人数が多いため（30万人以上）、特定個人情報保護評価指針により指定された全項目を評価

### 4 全項目評価

全項目評価については、作成した評価書の「住民等への意見聴取」「第三者点検」の実施が義務付けられている。

#### 【必要な手続き】

- ① **住民等の意見聴取**：「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続きに関する要綱」の手続きに準じて実施
- ② **第三者点検**：北九州市個人情報保護審査会において実施
- ③ **提出**：特定個人情報保護委員会（国の第三者機関）へ評価書の提出
- ④ **公表**：市のホームページで評価書を公表  
事務の所管課及び文書館に評価書を備え置き公表

### 5 今後のスケジュール（予定）

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 10月27日～11月25日 | 住民等の意見聴取                    |
| 12月初旬         | 総務財政委員会へ住民意見聴取結果の報告         |
| 12月中旬         | 北九州市個人情報保護審査会審議             |
| 12月下旬         | 特定個人情報保護委員会（国）へ提出、<br>評価書公表 |

# 地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) (案) の概要について

1 評価書名 北九州市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

## 2 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

地方税の賦課徴収に関する事務において、特定個人情報ファイル<sup>※</sup>を利用するにあたり、事前に特定個人情報の漏えいなどの事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを宣言するもの。

※ 特定個人情報ファイル

新たに付番される個人番号を含む個人情報ファイル。

3 評価実施機関名 北九州市長

## 4 評価書の内容

### I 基本情報 (評価書 2 頁～6 頁)

地方税の賦課徴収に関する事務の内容、税務システムや総合収納システムなど、事務に使用する 8 つのシステム、特定個人情報ファイルを取り扱う理由について記載。

### II 特定個人情報ファイルの概要 (評価書 7 頁～31 頁)

特定個人情報ファイルである市税の賦課徴収を正確かつ公正・公平に行うために必要な税務システムデータファイルについて、個人番号や住所、氏名、生年月日、性別、国税情報、地方税情報などの項目や情報の入手方法、税務部や市税事務所などの使用部署などを明示。

また、特定個人情報の取扱いの委託や保有する特定個人情報の提供・移転の内容、特定個人情報の保管・消去の方法について記載。

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(評価書 32 頁～42 頁)

特定個人情報ファイルの入手や使用などを 7 つの取扱いプロセスに分けて、それぞれにおけるリスクについて分析を行い、リスクを軽減するための措置について明示。

#### **【リスク対策の主な内容】**

- 従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。(34 頁)

- 特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）として全件記録している。（34 頁）
- 特定情報ファイルを管理するサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。（41 頁）

#### IV その他のリスク対策（評価書 43 頁）

定期的に次のリスク対策を講じることを明示。

- （1）評価書の記載内容どおりの運用が行われているか、自己点検を行う。
- （2）情報セキュリティに関する監査を行う。
- （3）全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、情報セキュリティ意識の向上を図る。

#### V 開示請求、問合せ（評価書 44 頁）

特定個人情報の開示請求の方法や特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先などを記載。

#### VI 評価実施手続（評価書 45 頁）

住民からの意見聴取の方法などを記載。

|  |
|--|
| 問い合わせ先<br>財政局税務部税制課<br>5 8 2 - 2 0 3 0 担当：渡部 |
|--|